

第2章 重点施策

1 市民による自然環境調査

(1) 自然環境情報の整備状況と課題

広域をカバーする自然環境情報としては、次の2つの調査データが主なものです。いずれも全国レベルのデータであり、みどりの国勢調査は大半のデータが1/50,000の地図情報（メッシュデータ）としてまとめられています。

- みどりの国勢調査（自然環境保全基礎調査）：環境省
- 水辺の国勢調査〔番匠川〕：国土交通省

市町村レベルの自然環境情報としては、旧佐伯市、旧本匠村を除く旧7町村の町村誌があります。動植物の分布図は作成されていませんが、その町村における自然環境特性は一通りとりまとめられています。

その他番匠川や城山等の特に良好な自然環境を有する地域では、地域の専門家、自然保護団体による調査が行われています。

全体としてみると、国（環境省、国土交通省）のデータは佐伯市全体の概況を把握する程度には利用できますが、地域の環境特性を把握するためには、具体的な動植物の生息・生育状況（種類、分布状況等）のデータが必要です。特に希少な動植物の保全・活用施策やシカ、イノシシ等有害鳥獣の駆除対策、さらには観光・レクリエーションに活用できる自然資源を開発するには、場所を特定できるデータが必要です。

(2) 調査主体の現状と課題

一般に行政の調査機関によるデータとしては、上述のように国レベルのデータが主なもので、県、市町村の環境行政として独自に自然環境情報を収集整備していることは少なく、佐伯市でも体系的で面的な情報収集整備がこれからの課題です。研究、教育機関としては、大学や県が調査を行うことはありますが、特定の目的で特定の地域、特定の項目を行うのがほとんどです。

市民・市民団体としては、番匠川流域ネットワークをはじめとして、いくつかの団体や個人レベルで地道な調査研究活動が進められていますが、一部の地域、特定の項目に限られ、佐伯市全体を網羅するようなネットワークの構築はこれからの課題です。

全体としてみた場合、行政、研究・教育機関、市民・市民団体のいずれも、単独で佐伯市全体を体系的、面的に調査する主体としては十分ではないと思われます。体系的、面的な情報を整備しようとするれば、行政、学校の他に番匠川流域ネットワーク、城山の植物を調べる会、森林組合、猟友会等すべての関係団体が協力して調査を進めることが必要です。

この協力体制・ネットワークができ上がれば、単に自然環境調査だけでなく、環境教育・環境学習、観光・レクリエーション開発をはじめとした地域づくりへの貢献が期待できます。

■ 佐伯における自然環境調査の現状

既存資料 (一例)	レッドデータブックおおいた (大分県、2001)
	鶴見町の植物 (真柴、2001)
	本匠村の自然 (真柴、1994)
	蒲江町植物図鑑 (真柴、2003)
	豊の国 大分の植物誌 (荒金、2003)
	弥生町の自然環境 (弥生町、弥生町誌、1996)
	自然と環境 (鶴見町、鶴見町誌、2000)
	自然と環境 (上浦町、上浦町誌、1996)
	自然と環境 (直川村、直川村誌、1997)
	自然と環境 (米水津村、米水津村誌、1990)
	自然と環境 (蒲江町、蒲江町誌、2005)
	自然と環境 (宇目町、宇目町誌、1991)
	豊かな佐伯城山の自然 (番匠川流域ネットワーク、2007) 等
	真柴茂彦 (植物、動物：県文化財保護指導員、鶴見、本匠、弥生、上浦、直川、米水津、蒲江、宇目、城山)
川野田実夫 (水系と水質：弥生、上浦、直川、蒲江)	
川西博 (気候：上浦、直川、蒲江、宇目)	
武石宣彰 (鳥類：鶴見、蒲江、城山)	
宇野久生 (鳥類：弥生)	
三宅武 (昆虫：鶴見、直川)	
佐々木茂美 (昆虫：鶴見、弥生、上浦)	
佐藤真一 (両生類、水生動物：弥生、直川)	
久野操 (水産生物：鶴見、上浦)	
神田正人 (貝類、海藻：鶴見、本匠)	
平野憲司 (哺乳動物：城山)	
山崎美土子 (自然とのふれあい：城山)	
自然環境調査・保全 活動団体 (一例)	大分県植物研究会
	番匠川流域ネットワーク 等

(3) 市民による自然環境調査の基本的考え方

1) 調査の目的

- 自然環境に関する保全、活用及び修復、再生すべき対象を明らかにするために、調査を実施します。
- 調査結果は次のような資料として用いることができます。
 - ①開発、土地利用における環境配慮事項の検討資料
 - ②環境教育・環境学習の資料
 - ③地域振興に活用する環境資源としての資料

2) 対象領域と調査目的

■ 自然環境調査内容（案）

項目	作成するもの			学識経験者数 (人)	協力者数 (人)	
	表	図	解説文			
地形・地質		・概略の保全すべき地形、地質分布図	・分布状況 ・価値評価	1～2	2～3	
植物	植生	・種組成表等	・既存植生図 ・植生自然図 ・概略の保全すべき植生分布図	・分布状況 ・価値評価	1～2	2～3
	植物	・種組成表等	・概略の保全すべき植物、植物群落分布図	・分布状況 ・価値評価	2～4	10～20
動物	哺乳類	・種組成表等	・生息確認地点図 ・概略の保全すべき哺乳類分布図	・分布状況 ・価値評価	1～2	3～5
	鳥類	・種組成表等 ・生息時期一覧表	・主要な種の生息確認地点図 ・概略の保全すべき鳥類分布図	・分布状況 ・価値評価	2～3	5～10
	は虫類 両生類	・種組成表等	・生息確認地点図 ・概略の保全すべきは虫類・両生類分布図	・分布状況 ・価値評価	1～2	2～3
	昆虫類	・種組成表等	・主要な種の生息確認地点図 ・概略の保全すべき昆虫類分布図	・分布状況 ・価値評価	2～3	5～10
	淡水動物	・種組成表等	・主要な種の生息確認地点図 ・概略の保全すべき淡水動物分布図	・分布状況 ・価値評価	2～3	5～10

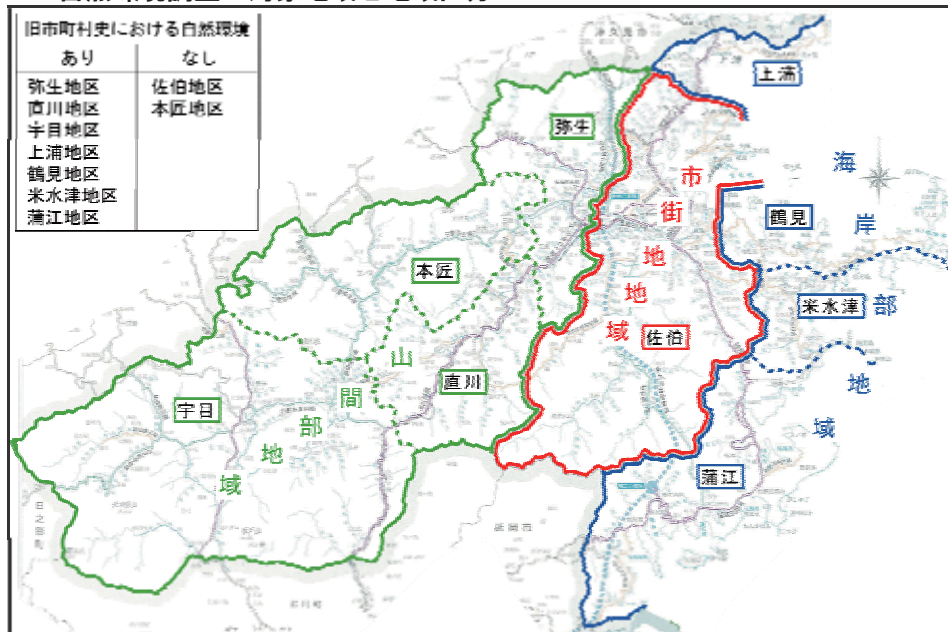
(備考) 調査時に確認された改善、修復すべき自然環境または活用可能な自然環境は、別途図表にとりまとめます。

3) 対象地域と地域区分

・次のように大きく3地域に区分し、それぞれ1年間程度の調査を実施します。

- 市街地地域（佐伯地区）
- 山間部地域（弥生地区、本匠地区、直川地区、宇目地区）
- 海岸部地域（上浦地区、鶴見地区、米水津地区、蒲江地区）

■ 自然環境調査の対象地域と地域区分



2 3R*の協働による推進

(1) ごみ処理の現状と課題

佐伯市におけるごみ処理状況は、P. 49「廃棄物の排出量とリサイクル*」で示したように、ごみ総排出量は、平成 17 年 3 月 3 日から実施された家庭ごみの有料指定袋制の影響により平成 17 年度から減少し、リサイクル率も県平均（18.5%）を上回っています。

施設の整備状況では、平成 15 年度から最新型の溶融施設を持った「エコセンター番匠」が新規に稼働を始め、蒲江地域を除く地域のごみが溶融処理され、副産物として発生する「スラグ」や「メタル」が再利用されています。また、溶融施設の導入により最終処分が必要なものは、ごみ搬入量の約 4%にまで軽減されています。

しかしながら、環境面並びに施設の負荷軽減面から考えた場合、現在の「燃えるごみ」をさらに削減することは不可欠であり、循環型のまちづくりをさらに進めていくためには、佐伯市全域で、ごみの発生抑制（リデュース*）、再使用（リユース*）、再生利用（リサイクル）の 3R をさらに推進していくことが求められています。

(2) 3Rの推進

1) ペットボトルの分別回収とマテリアルリサイクル*

これまでペットボトルは、蒲江地域以外の地域では「燃えるごみ」として分別回収され、焼却処理施設で溶融処理されることにより、発電による「サーマルリサイクル*」を行ってきました。時代が進むにつれ、回収されたペットボトルを再生し、再び製品に生まれ変わらせる「マテリアルリサイクル」の技術も確立されてきたため、佐伯市でも平成 20 年 4 月からペットボトルをマテリアルリサイクルすべく、施設整備を行い、分別回収を行うこととしました。

回収後のペットボトルは、圧縮した後、（財）日本容器包装リサイクル協会に全量引き渡しを行い、日本国内でのリサイクルをサポートする方針です。

市民・事業者に対しては、回収したペットボトルが少しでもリサイクルの基準に合致するよう、機会あるごとにペットボトルの排出方法を啓発し、協力を求め、継続したリサイクルを進めていきます。

2) 資源ごみの無料化

これまで、飲食用のカン・ビンは「資源ごみ」として分別回収し、その種類ごとにリサイクル*を行ってきました。しかし、他の「燃えるごみ」「燃えないごみ」と同様に有料指定袋による回収であったため、また分別方法の啓発不足によることから、資源として排出されていない比率が高い現状がありました。さらなるリサイクルを継続していくために、平成20年4月から、資源ごみの指定袋制を廃止し、無料化にする方針としました。

このことにより、いまだに燃えるごみや燃えないごみの中に混在している飲食用のカン・ビンが、資源ごみへ移行することが期待され、その結果として、処理が必要な燃えるごみや燃えないごみの減量化も期待されます。

3) レジ袋削減の取り組みとマイバックの普及

平成19年4月1日から改正「容器包装リサイクル法」が施行され、容器包装（ガラスびん、段ボール、トレイ、レジ袋等）を年間50トン以上使用する事業者には、容器包装排出抑制の取り組みを定期的に国に報告する義務が課せられるようになりました。当初期待されたレジ袋有料化の法制化は見送られたものの、この法改正をひとつの契機として様々な取り組みが各事業者により開始されています。「レジ袋は必要ですか」の声かけをはじめとして、レジ袋の有料化、ポイントカードシステム等があります。

本市では一部の事業者が積極的にレジ袋削減の取り組みを行っているものの、全体としてみるとこれからの大きな課題です。商工会議所やその他関係事業者団体と協働によるレジ袋削減の取り組みに着手し、ポイントカードシステムについては、他の自治体の事例を参考に調査研究を進めます。

また、マイバックの普及については、実際にマイバック運動を実践している消費者団体や個人と協働しながら普及方法を模索し、売り手と買い手の双方が納得できる着実に継続性のある普及方法の研究に着手します。

4) ごみの分別方法に関する普及・啓発の推進

環境保全行動を進めるためには、環境教育・環境学習により環境保全意識を高める必要があります。しかし、環境の範囲は広く、一度に全てを習得することは不可能なことです。確実に環境教育・環境学習を進めるには、身近な問題で誰にでも関係し、誰にでも取り組めることから始めるのが効果的です。それには、ごみ分別方法は最適な学習の場です。

今でも、ごみ分別の必要性、効果、仕方等について市広報、市公式ホームページ等を通じて市民に訴え続けていますが、まだ十分とは言えません。本当にごみ分別の必要性やその効果を理解すれば、もっとごみの分別は徹底されリサイクル*率も向上するはずです。

このために、まず地域においてごみの分別を指導できる人の育成を進めるためのリーダー研修を行います。確実に、リーダーとしての技術、資質を身につけられるよう継続的に実施していきます。

5) ごみ減量化の協働による推進～ごみダイエットメニューの作成～

市民・事業者アンケート結果からわかるように、市民も事業者も自分に直接関わることがらについては、高い関心を示しています。ごみの減量化については、まさに関心の高い項目のひとつと考えられます。しかしながら、いざ取り組みを行おうとしたときに具体的にどのような取り組みをすればよいのかという情報が不足しているため、実践が伴わないのではないかと推測されます。

そこで、「わが家では、このようにしてごみを減らしています。」「わたしの会社では、このような工夫をしています。」というような“ごみダイエットメニュー”を広く集め、その集められたメニューを市民や事業者に紹介し、ごみの減量化を進めるとともに、ごみダイエット成功例についても収集し、紹介していきます。

紹介方法については、市報や佐伯市ホームページのみならず、新聞社やテレビ局などを中心としたメディアと協働し、広く、長く、たくさんの情報を発信していきます。また、ごみダイエットメニューの取り組みに対するサポートの充実についても検討していきます。

(3) 3R*の協働による推進のスケジュール

■ 3Rの協働による推進のスケジュール

区 分		平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
ペットボトルの分別回収とマテリアルリサイクル	ペットボトルの分別回収	→				
	確実なリサイクルルートへの引き渡し	→				
	市民・事業者への啓発	→				
資源ごみの無料化	資源ごみの無料化	→				
	市民・事業者への啓発	→				
レジ袋削減の取り組みとマイバックの普及	各種団体との協働・普及方法の研究	→				
	試行期間		→			
	全市的展開				→	
ごみの分別方法に関する普及・啓発の推進	実施方法の検討	→				
	リーダー研修		→			
	リーダーによる普及・啓発				→	
ごみ減量化の協働による推進	プロジェクトチームの編成	→				
	実施方法の検討	→				
	メニューの紹介、サポートの検討		→			

3 健全な森づくりに向けた取り組み

(1) 私たちの生活を支える森林

佐伯市における様々な地域環境問題を考える上で、「緑の社会資本」とも言える森林保全を図っていくことは、欠くことのできない要素といえます。

森林には木材や薪炭燃料を供給する森林資源としての機能があることはもちろんですが、健全な森林が存在するだけで私たちが受けることができる恩恵もたくさんあります。

例えば、山間地における林地の崩壊防止が期待できるとともに、下流域への土砂の流出防止も図られます。また、台風等によって生じる集中的降雨を一時的に森林が蓄え、徐々に河川へと水を供給する「水がめ」としての機能も重要な恩恵の一つです。さらには、世界的な取り組みが必要となっている地球温暖化対策についても、要因のひとつである二酸化炭素を吸収する機能など、これまで私たちが森林から受けてきた恩恵は計り知れないものがあり、今後も次世代を担う者のために健全な森林を守り、引き継いでいかなければなりません。

しかし一方で、その多くが存在する中山間地においては、人口流出や高齢化などの社会問題を背景に地域活力を失いつつあること、さらに木材価格が長期にわたって低迷していることから、森林の管理が十分に行き届かなくなっています。

このように、複雑な社会・経済的問題を背景とした森林の現状が抱える諸問題の解決にあたっては、行政が主導的に解決への施策を講じていくことはもちろんですが、本市全域を一つとらえた地域社会が森林の大切さを十分に理解し、また自らが主体的に各々の役割を自覚しながら積極的な取り組みを行っていくことが、将来にわたって安定した社会資本を築いて行く上での重要な鍵となります。

(2) 森林の現状と課題

佐伯市は広大な森林面積を有し、その50%以上が人工林となっており、全国的な平均値と比較しても人工林率が高い地域です。

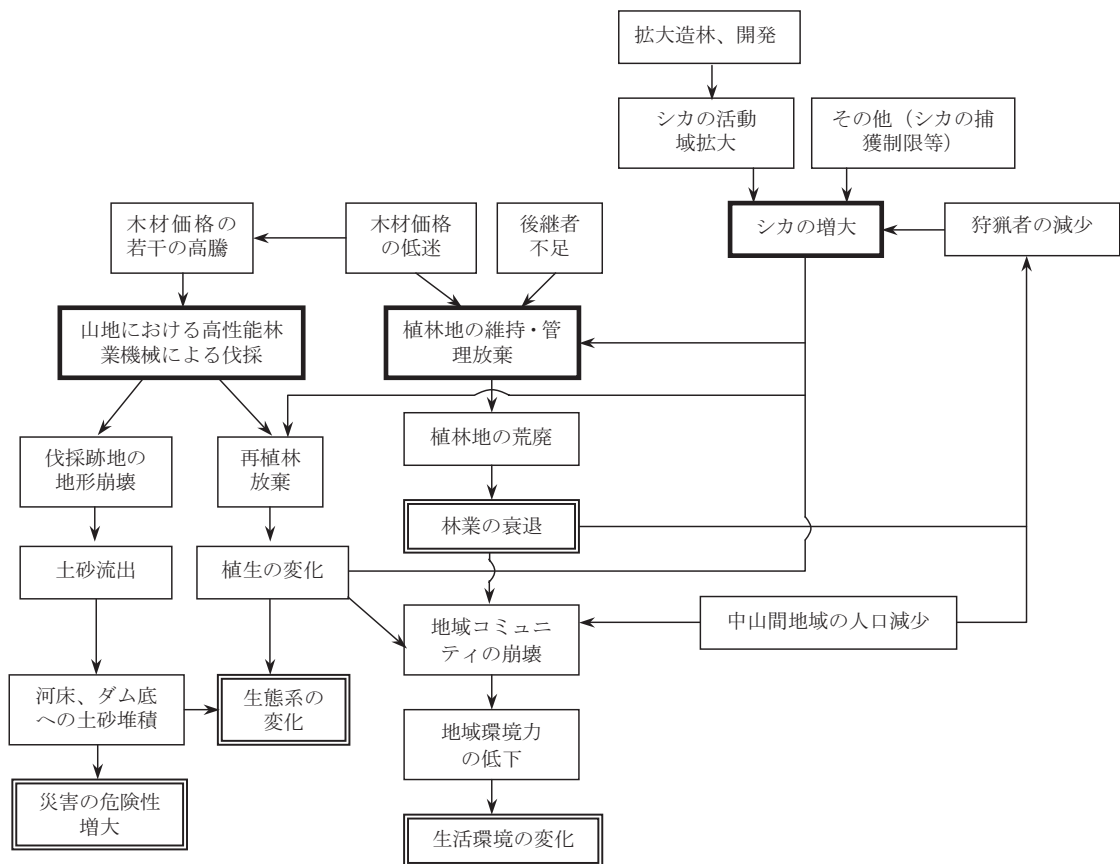
しかしながら、長引く木材価格の低迷から森林所有者の森林に対する資産的期待感が減衰したことによって、間伐等の保育管理がなされない人工林が増加し、水土保持機能など森林の公益的機能の衰退が懸念されています。

一方最近では、中国経済の急成長によって外国産材が値上がりしたこと等を原因として、国内木材需要メーカーが国産材志向に転換しつつある中で、収穫期を迎えた森林が多く存在する市内においても主伐量が急激に増加してきていますが、木材価格の大きな回復には至っていないのが現状です。また、林業業界においては飛躍的に機械

化が進んでいますが、それらの高性能林業機械を林地内に持ち込むための作業道が不適切に開設されることによって、林地崩壊や土砂流出が引き起こされる可能性が懸念されています。

一方で、その主伐が行われた跡地は本来であれば再度人工植栽を行うことによって、水土保持機能をはじめとした森林の多面的機能を持続的に発揮させていくべきなのですが、木材価格の低迷により植栽まで行くと経営上の採算がとれないことや後継者不足等の問題から、植栽が行われない未植栽地が増加している現状もあります。さらに、主伐後の植栽放棄問題をさらに深刻化させているのがシカによる苗木等の食害であり、森林所有者の人工植栽に対する意欲の減退の大きな要因の一つとなっています。

■ 佐伯市における森林の危機に関する関連図

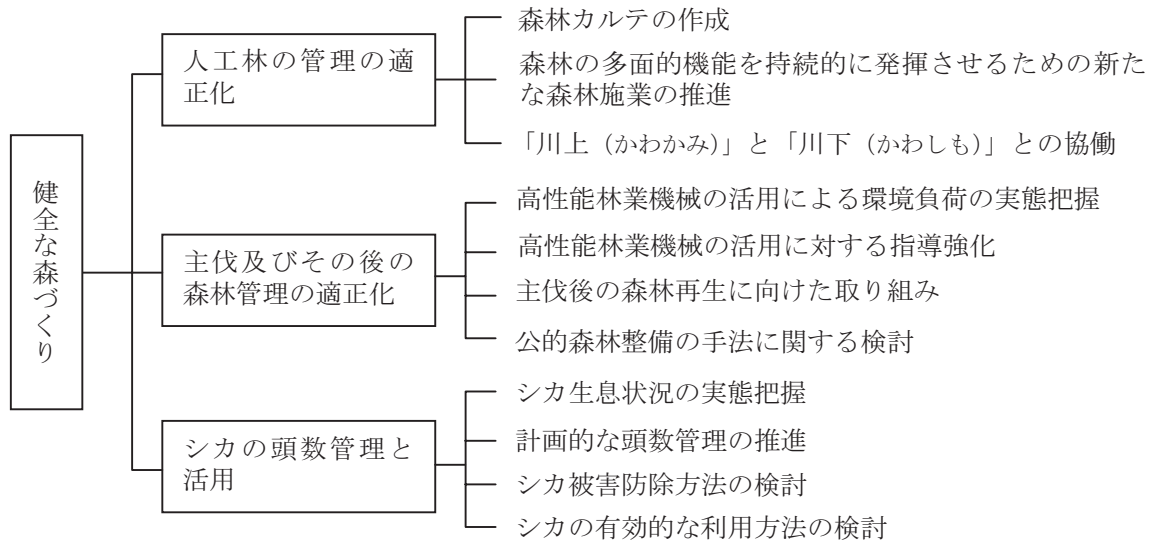


(3) 健全な森づくりの基本的方向

佐伯市における森林の荒廃に関する問題は、原因と結果が複雑に絡み合い、ひとつの原因を解決すればすべてが解決するというものではありません。この計画では、①人工林の管理の適正化、②主伐及びその後の森林管理の適正化、③シカの頭数管理と活用の3つの事項に焦点を当て、健全な森づくりを推進することとしました。

3つの視点からの施策の体系は以下のとおりです。

■ 健全な森づくりに係る施策の体系



(4) 行動指針の内容

1) 人工林の管理の適正化

① 森林カルテの作成

スギやヒノキ等から成る人工林においては、下刈や間伐等の人為的な保育管理が行わなければ健全な森林に育成することはできません。

このため、十分な保育管理が行われていない人工林の所在やその現況を把握した上で適切な保育管理を行うため、それらの森林ごとに所有者、樹種、林齢、保育管理の状況等の森林情報について、森林組合と連携を図りながら情報収集を行った上で、森林の生育状況の的確な把握とそれに応じた適切な施業を効率的に行うことができるよう「森林カルテ」の作成を検討していきます。

② 森林の多面的機能を持続的に発揮させるための新たな森林施業の推進

戦後の復興ムードの中、過剰な木材の需要に対応するため、昭和30年代以降国策として全国的に「拡大造林」が展開されました。当時は、林業としての経済性を追求していたことから、極めて長い期間で考慮した際の水土保持機能等が高いとされる天然林を皆伐し、スギ等の成長が早い樹種が植林されました。

しかし今日においては、拡大造林が行われた当時の経済情勢とは大きく変化し、また森林に対する国民ニーズが多様化したこと等から、これからの森林施業の方針は大きく転換されつつあります。

例えば、一度に行う間伐量を極端に増加させることによって林床の受光量を大きくし、人工林の生育を促しながら一方で天然植生の育成を図っていく針葉樹と広葉樹の混交林化や、人工林における標準的な主伐林齢の概ね2倍を目標として主伐林齢を設定した長伐期施業等、積極的な保育管理を行う手間を省きながら健全な森林に誘導できる施業技術の導入が行われようとしています。

さらに今後は各々の林地ごとに、木材生産性を追求すべき林地であるのか、または水土保持機能等の公益的機能を追求すべき林地であるのか等について、森林法に基づく佐伯市森林整備計画策定の中で検証を行うことにより、現在の森林・林業情勢を踏まえた新たな森林・林業経営の再構築を図ります。

③ 「川上（かわかみ）」と「川下（かわしも）」との協働

九州有数の清流である番匠川は、本匠地区を源流として、直川地区から流れ込む久留須川、弥生地区から流れ込む井崎川を合わせながら佐伯地区に至り、さらに堅田川を合わせて佐伯湾に注いでいます。

近年は、荒廃森林の増加に加えて局地的な豪雨の発生等から、川上で生じるヨシなどの河川ゴミや森林からの土砂流出や根株ごと流されてしまう立木等の増加により、平野部や海岸部に流出する「漂着ゴミ」が増加し、とりわけ水産業においては、漁業活動への支障が生じています。

このため、佐伯市全域を含めた地域社会として、川上と川下のお互いが理解し合い、その問題解決が図られるよう各地域が協働し得る場を提供する等、川上と川下間の森林環境保全に対する意識の醸成を図っていきます。

2) 主伐及びその後の森林管理の適正化

① 高性能林業機械の活用による環境負荷の実態把握

現代の林業においては、その作業の多くは高い性能を持つ林業機械が担うようになり、極めて効率的な作業が可能となっていますが、そのためには作業道等の基盤整備が必要です。しかし、その作業道の開設行為自体が土砂流出や山腹崩壊の原因となる可能性が危惧されます。

このため、高性能林業機械の活用による環境負荷低減を図るための方策等について検討を行います。



② 高性能林業機械の活用に対する指導強化

林業の健全な発展を図っていく上で、高性能林業機械の活用は避けることができないものとなっていますが、その使用方法によっては自然環境に大きなダメージを与えかねません。

このため今後は、大規模な主伐が行われる際には、当該地の作業道の開設計画や開設状況その都度確認した上で必要な指導を行うとともに、主伐終了後の林地残材の処理状況等について適切な指導を行います。

③ 主伐後の森林再生に向けた取り組み

佐伯市の人工林は、その多くが収穫期を迎えており、また国内木材需要メーカーが国内産材志向を高めている中で、今後さらに主伐面積が増加するものと思われます。

このため、森林の多面的機能を持続的に発揮させる観点から、森林所有者に対して主伐跡地に植林を行うよう啓発を行っていきます。特に、下流域に民家や道路等の保全すべき対象が隣接する林地については、林地の荒廃による土砂流出や山腹崩壊等の災害を未然に防止するため、植栽を行うよう森林所有者に指導を強化していきます。

④ 公的森林整備の手法に関する検討

大分県が主体的に行っている森林環境税を財源とした各種事業の中には、早急な更新の必要性が高いにも関わらず森林所有者の都合などによって植栽が行われていない箇所を対象として、公的に人工植栽を行う事業があります。

今後さらに、このような公的な森林整備に関する事業の拡充を県に働きかけていくとともに、佐伯市においても管理放棄により荒廃した森林の整備を公的に行っていく手法やその可能性について検討を行っていきます。

3) シカの頭数管理と活用

① シカ生息状況の実態把握

シカによる農林産物被害は全国規模の、大きな問題となっています。森林施業を行ううえでも、スギやヒノキの皮を剥がれたり、植林した苗木が食害のために全く育たない等、多くの被害を受けています。

このように、シカ被害が急激に拡大した主な要因として、個体数の過剰増加が考えられます。現在、シカの生息状況の実態については、環境省の「種の多様性調査」(平成13,14年度)や特定鳥獣保護管理計画によりある程度把握されており、佐伯市管内の生息数は、推計値ではおよそ3万頭程度ではないかとみられています。しかし、正確な生息状況の把握は大変難しく、年々変化していく生息状況や被害状況に併せ、分布状況、地形・植生との関係等まで把握するとすれば、行政、森林組合、猟友会等が一体となって調査に取り組むことが必要です。

② 計画的な頭数管理の推進

現在、佐伯市管内のシカ生息状況は適正な頭数をはるかに超えていることは明らかであり、これまでも有害鳥獣捕獲事業等によるシカ捕獲を進めてきましたが、出産等による生息数の増加に捕獲数が追いつかず、十分な被害減少効果が得られていないのが現状です。本来であれば、適正な生息頭数は3頭/k㎡と言われていますが、現状は前項の推計値でも40頭/k㎡近くに達しているとみられます。

この過剰に過密した生息数を適正に管理していくため、前項の実態把握結果と佐伯市の自然環境特性、林業の将来像等の関係を踏まえ、本地域における森林管理や野生動物保護管理の観点からみた適正な頭数の客観的評価を行い、この評価結果に基づき、計画的に捕獲を進めていくことで、5年後には、生息頭数を20頭/k㎡、10年後には適正頭数3頭/k㎡にまで減らすことを目標とし、計画的な頭数管理を進めていきます。

③ シカ被害防除方法の検討

シカ被害の防除方法については、ワナや銃による捕獲が最も確実な防除方法ですが、労力的コスト、捕獲個体の処理体制、鉛弾による環境汚染等の問題があります。さらに、狩猟者の高齢化・減少により現在の捕獲計画が思うように進んでいないのが現状です。このため、より効率的な捕獲方法・体制や狩猟者の育成も同時に考えていかなければなりません。

一方、農林作物をシカによる食害から防護するため、高さ1.5m程度の防護柵などが用いられていますが、コスト面での負担が大きい等の問題があります。

今後は、関係機関との協力をより一層強化しながら効率性やコスト面等、総合的に最も適切なシカ被害防除の検討を進めていきます。



④ シカの有効的な利用方法の検討

今後、シカの頭数管理を強力に推進していく中で、短期的にはあっても捕獲個体数の急激な増加が見込まれ、その中で有効にシカ肉を利用するためには、捕獲、運搬、解体処理、加工、販売、消費のルートを検討する必要があります。

現在でも、ソーセージ等の加工品の製造や、焼き肉店、居酒屋等の一般料理など、食肉としてシカが利用されている例がいくつかあります。これらを参考に、行政をはじめとした関係機関、市民とが協働と連携を取りながら、消費拡大を図っていきます。

(5) 行動の推進に向けた取り組み体制

これまで佐伯市においては、森林が各個人の資産であることを前提とした林業の振興を主眼において各種施策を講じてきました。

しかしながら、森林の有する多面的機能の発揮がますます期待されるようになりつつある中で、林業振興施策の実行と並行して、森林の公益的機能を発揮させるための森林保全施策を講じるためには、その体制の強化が必要となります。

また特に、シカの生息頭数の適正化に関する取り組みを強化する中で、必然的に生じるシカ肉を有効に活用していくためには、まず市民がシカを食材として認識していくことが必要となります。このため、「食」に関する関係機関が連携を図りながら、シカ肉の一般食材化を目指した組織的な取り組みも検討していきます。